

平成30年12月26日

舞鶴市議会議長 上羽和幸様

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 舞鶴市議会議員 | 上野 | 修身 |
| 賛成者 | 同 | 今西 | 克己 |
| | 同 | 尾関 | 善之 |
| | 同 | 小杉 | 悦子 |
| | 同 | 鯛 | 慶一 |
| | 同 | 高橋 | 秀策 |
| | 同 | 松田 | 弘幸 |

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

(別紙)

意第3号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

舞鶴市では、昭和35年から下水道管渠の整備に着手し、昭和44年に供用を開始した後も、未普及解消のための下水道管渠の整備を進める一方、経年劣化に伴う管路の破損による道路陥没や水処理施設の故障による市民生活への影響、公共用水域の汚濁等の被害を未然に防止することを目的に、国庫補助制度を活用する中で、計画的に施設改築を進めている。

しかしながら、国の財政制度等審議会においては、下水道事業について、受益者負担を原則として、施設改築に係る国の財政支援を見直す必要があるとの提言がなされ、国の平成30年度予算では未普及解消と雨水対策に重点配分がなされたところである。

今後、老朽化した下水道施設の改築に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると、大幅な使用料の値上げや膨大な一般会計からの繰り入れを余儀なくされるなど、計画的な改築が困難となり、市民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法には国の責務が明記されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は、施設の新設・改築で変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたって、「水環境の保全」と「快適な生活環境づくり」が実現できるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月27日

| | | |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長 | 大島 理森 | 様 |
| 参議院議長 | 伊達 忠一 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 | 様 |
| 財務大臣 | 麻生 太郎 | 様 |
| 総務大臣 | 石田 真敏 | 様 |
| 国土交通大臣 | 石井 啓一 | 様 |

舞鶴市議会議長 上羽 和幸